

議案第12号

朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月3日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市旧生野鉦山職員宿舎の業務に宿泊の場の提供を追加するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例の一部を改正する条例

朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例（平成22年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名称」を「施設の名称」に改める。

第3条第3号中「飲食」の次に「、宿泊の場」を加える。

第17条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項及び第2項中「利用料」を「利用料金」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条及び第11条関係）

職員宿舎の使用料

(甲9号及び甲19号)

使用区分	使用料	摘要
時間貸し	1時間当たり200円	1棟当たり
宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり
備考		
1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。		
2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。		
3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。		

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

# 議案第12号資料

## 朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																													
<p>(名称及び位置) 第2条 職員宿舎の<u>名称</u>及び位置は、次のとおりとする。 (業務) 第3条 (略) (1)・(2) (略) (3) 特産品の展示及び販売並びに飲食の提供に関すること。 (4)・(5) (略) <u>(利用料)</u> 第17条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第11条に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て職員宿舎の<u>利用料</u>を定めることができる。 2 前項の規定において定めた<u>利用料</u>については、指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p><u>別表 (第8条及び第11条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>職員宿舎の使用料</u></p> <p>(甲9号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の 名称</th> <th colspan="6">使用時間及び基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後6時～午後10時</th> <th>午前9時～午後5時</th> <th>午後1時～午後10時</th> <th>午前9時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 1 <u>冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。</u> 2 <u>和室を時間延長して使用する場合は、基本使用料に1時間当たり200円を加算した額とする。</u></p> <p>(甲19号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の</th> <th>使用時間及び基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の 名称	使用時間及び基本使用料						午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	和室	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円	施設の	使用時間及び基本使用料			<p>(名称及び位置) 第2条 職員宿舎の<u>施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 (業務) 第3条 (略) (1)・(2) (略) (3) 特産品の展示及び販売並びに<u>飲食、宿泊</u>の場の提供に関すること。 (4)・(5) (略) <u>(利用料金)</u> 第17条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第11条に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て職員宿舎の<u>利用料金</u>を定めることができる。 2 前項の規定において定めた<u>利用料金</u>については、指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p><u>別表 (第8条及び第11条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>職員宿舎の使用料</u></p> <p>(甲9号及び甲19号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間貸し</td> <td>1時間当たり200円</td> <td>1棟当たり</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>1日当たり50,000円</td> <td>1棟当たり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 <u>冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 <u>宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 <u>宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。</u></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用料	摘 要	時間貸し	1時間当たり200円	1棟当たり	宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり	備考			1 <u>冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。</u>			2 <u>宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。</u>			3 <u>宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。</u>		
施設の 名称		使用時間及び基本使用料																																												
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時																																								
和室	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円																																								
施設の	使用時間及び基本使用料																																													
使用区分	使用料	摘 要																																												
時間貸し	1時間当たり200円	1棟当たり																																												
宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり																																												
備考																																														
1 <u>冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。</u>																																														
2 <u>宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。</u>																																														
3 <u>宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。</u>																																														

名称	午前 9 時～正 午	午後 1 時～午 後 5 時	午後 6 時～午 後 10 時	午前 9 時～午 後 5 時	午後 1 時～午 後 10 時	午前 9 時～午 後 10 時
和室	600 円	800 円	800 円	1,400 円	1,600 円	2,200 円
付記 1 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料に 100 分の 20 に相当する額を加算した額とする。 2 和室を時間延長して使用する場合は、基本使用料に 1 時間当たり 200 円を加算した額とする。						